

京都医療科学大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 京都医療科学大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療科学に関する高度の知識及び技術について教育・研究するとともに、品性を陶冶し、国民の保健医療の向上に寄与できる有為の医療専門職の人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

(学部、学科及び学生定員)

第 3 条 本学において、設置する学部、学科及びその学年定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
医療科学部	放射線技術 学科	80 人	320 人

(修学年限)

第 4 条 修学年限は 4 年とする。

(在学年限)

第 5 条 学生は 8 年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を次の 2 期に分け、学期ごとに 15 週の授業を行うことを基本とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

後 期 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

三 創設記念日 9 月 19 日

四 春季休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

五 夏季休業日 8 月 10 日から 9 月 23 日まで

六 冬季休業日 12 月 23 日から 1 月 7 日まで

2. 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
3. 第 1 項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 入学、休学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 9 条 入学の時期は、学年のはじめとする。

(入学資格)

第 10 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者、または中等教育学校を卒業した者。
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。
- 三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの。
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したものの。

(入学の出願)

第 11 条 本学に入学を志願する者は、検定料を添えて本学所定の書類を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、再入学、転入学)

第 14 条 学長は、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2. 前項の規定により、転入学を願ひ出た者は、その際現に在学する学部の長又は当該大学の長の許可書を添えて願書を提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 16 条 外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2. 前項により留学した期間は、第 5 条に規定する在学年限に算入する。
3. 第 1 項の規定により留学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに復学後に在学すべき年数については、学長が決定する。

(休学)

第 17 条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

2. 疾病その他のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2. 休学期間は、第 5 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- 二 第 17 条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第 3 章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第 21 条 授業科目を分けて、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、総合科目とする。

2. 授業科目の区分、単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 22 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定め

る時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録)

- 第 23 条 学生は、毎学期のはじめに履修しようとする授業科目を登録しなければならない。
2. 前項の登録をしない授業科目は、履修することができない。
 3. 1項において、1年間に履修科目として登録できる合計単位数の上限は47単位とする。但し、次の各号に定める科目の単位数は、登録できる合計単位数には含めないものとする。
 - 一 自由科目
 - 二 前年度までの不合格科目
 - 三 学長が認めた科目

(単位の授与)

第 24 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の教育施設等における学修)

- 第 24 条-2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学（外国の大学を含む）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む）で履修した教養教育科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
2. 前項の認定は当該大学等の交付する成績証明書等により学長が行う。
 3. 1項で認定が行える単位の合計は「人間と生活」に区分される科目12単位、「外国語」に区分される科目5単位を上限とする。

(長期履修)

第 24 条-3 学長は、学生が、事情により、修学年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画を審議し認めることができる。

(試 験)

- 第 25 条 試験は、筆記試験その他の方法によって行う。
2. 試験は、学期末または学年末に行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことがある。
 3. 試験に関する必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

- 第 26 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。
2. 本学の定めるところにより、特定の授業科目については、これら以外の表記で成績評定を表すことができる。

第 4 章 卒 業

(卒業の要件)

第 27 条 本学を卒業するためには、4 年以上在学し別表 1 に定めるところにより、127 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 28 条 本学則に定める授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 29 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

2. 前項の学位には、学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

放射線技術学科 放射線技術学

第 5 章 聴 講 生、研 究 生

(聴講生)

第 30 条 学長は、本学の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可し、授業科目を聴講させることができる。

(研究生)

第 30 条-2 学長は、本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学の授業、研究及び設備に妨げのない限り、選考の上研究生として入学を許可することができる。

第 6 章 学 費

(授業料等の金額)

第 31 条 授業料等の金額は、別表 2 に定める。

(授業料等の納付期)

第 32 条 授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 33 条 前期又は後期中途において退学又は除籍された者(第 20 条第 3 号に該当する者を除く)は、当該期分の授業料等は徴収する。

2. 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 34 条 休学した者は、休学期間中の授業料の半額を納付しなければならない。その他の費用は免除される。ただし、休学を申し出た日の属する期分の授業料等は全額納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 35 条 前期又は後期中途において復学した者は、当該期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(授業料等の徴収猶予)

第 36 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められる者、又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料等の徴収を猶予または減免することがある。

2. 前項の授業料等の徴収猶予または減免に関して必要な事項は別に定める。

(納付した授業料等)

第 37 条 納付した検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。

第 7 章 職員組織

(職員)

第 38 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2. 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

第 38 条-2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 8 章 教授会

(教授会)

第 39 条 本学に教授会を置く。

2. 教授会に関する事項は別に定める。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 40 条 学生として表彰に値する行為があった者は、本学学生の表彰に関する規程にしたがい、学長が表彰する。

(懲戒)

第 41 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、本学学生懲戒規程にしたがい学長が懲戒する。

附 則

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の授業科目の履修及び卒業要件については、平成 23 年度入学生から適用する。
3. 平成 22 年度以前の入学生の授業科目の履修及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 平成 22 年度以前の入学生で平成 23 年度に 1 年次に在籍する学生はこの学則の適用を受けることができる。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の授業科目の履修及び卒業要件については、平成 28 年度入学生から適用する。
3. 平成 27 年度以前の入学生の授業科目の履修及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 平成 27 年度以前の入学生で平成 28 年度に 1 年次に在籍する学生はこの学則の適用を受けることができる。

附 則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

授業科目の区分、卒業要件に必要な単位数

授業科目の区分		卒業に必要な履修単位数		
		必修	選択	計
教養教育科目	科学的思考の基盤	5	-	16
	人間と生活	5	6	
専門基礎科目	人体の構造と機能および疾病の成り立ち	19	5	103
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学および技術	20		
専門科目	診療画像技術学	22		
	核医学検査技術学	6		
	放射線治療技術学	6		
	医用画像情報学	8		
	放射線安全管理学	5		
	医療安全管理学	2		
	臨床実習	10		
総合科目		8	-	8
合 計		127単位以上 (必修116、選択11)		

別表2

授業料などの金額

平成28年度以前入学者

費目	金額	備考
入学検定料	30,000円	応募時に一括納入
入学金	350,000円	入学手続き時に一括納入
授業料	800,000円	前期分 400,000円 後期分 400,000円
実験実習料	350,000円	前期分 175,000円 後期分 175,000円
施設設備費	300,000円	一括納入300,000円

授業料などの金額

平成29年度以降入学者

費目	金額	備考
入学検定料	30,000円	応募時に一括納入
入学金	250,000円	入学手続き時に一括納入
授業料	900,000円	前期分 450,000円 後期分 450,000円
実験実習料	1年目 320,000円	1年目 前期分 145,000円 後期分 175,000円
	2年目以降 350,000円	2年目以降 前期分 175,000円 後期分 175,000円
施設設備費	350,000円	前期分 175,000円 後期分 175,000円